

といふ。然れども奉仕造立當社前殿といふものその
意解し難きのみならず、大檀越並びに政所の人名も
後の畠山氏の重臣温井備中守・平某・長九郎左衛門等
を取合はせて假作したものにあらざるかと疑はる。

應永廿二年

乙未

紀元二〇七五

八月十六日。足利義持、石川郡白山宮物長吏を
して、加賀國中に同宮造營料の段米等を課せし
む。

【室町家成敗寺社御教書】

七七二

白山太神宮造營要脚、加賀國段米事、早任先例、段別米五
升、町別人夫一人、爲一國平均之役、可致沙汰之旨、可
相觸國中_(足利義持)之狀如件。

應永廿二年八月十六日

在判

加賀國白山惣長吏法印御房

十一月朔日。梅山聞本、加賀金剛院に大源宗眞
の法衣を納めてその置文を作る。

七七二

【龍門寺文書】 鹿島郡
御法衣之置文、梅山聞本和尚直書直判之物
奉定

太源大和尚御法衣、盡未來際奉納金剛院内了。永劫不
可奉出院内者也。每新任持、龍澤寺之坊主來會而可奉
取之渡。三年住院之内、若此御法衣奉至紛失於坊主者、
不可爲太源門派、速速可令擯出者也。仍爲盡未來際、
御法衣置文之狀如件。

應永廿二年乙未十一月一日

聞本在判

七七三

【龍門寺文書】

金剛院御法衣箱預狀也
(編裏書)

峯山和尚太源和尚之御法衣、嫡々相續之以筋目、梅山
和尚在頂戴、加州金剛院室中奉納候而、聞本和尚之御自
筆判形盡未來際之置文在之。并三冊帳目錄、書物十通、折
紙六通在之。就于金剛院斷絶、御法衣數年預置俗家、惡逆

之僧出間敷之由雖申候時分、依調法而拙住之内佛陀寺
に到來仕候。雖然賀國以外錯亂之間、普藏院に奉預置者
也。普藏守塔代々在頂拜度由候者、興徳寺与對談候而御
法衣箱之可被開封者也。不可容易者也。以後梅山和尚
之爲門中再興於在建立者、御法衣箱如本金剛院に可
被歸置者也。仍爲後日預置狀如件。

永祿九年龍集_{丙寅}仲春上旬如意珠日

萬松寺

芳賢 在判

東慶寺

宗誕 在判

興徳寺

春播 在判

進上 普藏院侍衣閣下

(金剛院は梅山聞本の開山にして、加賀に在りし由
本文に見ゆといへども、その所在を知らず。龍澤寺
は越前に在りて、同じく梅山の建つる所とし、普藏

院は鳳至郡總持寺の塔頭にして大源宗眞の草創な
り。

應永廿三年

丙申

紀元二〇七六

正月廿九日。能登守護畠山滿慶、山城祇園社に、
神馬を寄進す。

【祇園社記】

七七四

畠山大夫殿、應永廿三正廿九

爲年始祈禱、當社神馬一疋黒引進之候。每事期面候。恐
々謹言。

正月廿九日

道祐 在判

祇園執行御房

八月。藤原有利、珠洲郡馬糺大明神に、馬繫村
恒利名の内_(珠洲郡)の下地を寄進す。

【本光寺文書】

七七五

奉寄進馬糺大明神御下地事
合壹者 恒利名之内也